

平成23年度の鳴沢村の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (22年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 昨年の人件費率
22年度	人 3,164	千円 2,562,430	千円 126,974	千円 321,767	% 12.6	% 18.4

(注)1 人件費とは、職員に支給する給料や各種手当のほかに、共済費などの使用者負担を含む費用をいいます。
2 人件費には、議員報酬・手当、委員等報酬及び村長等特別職の給与等を含みます。

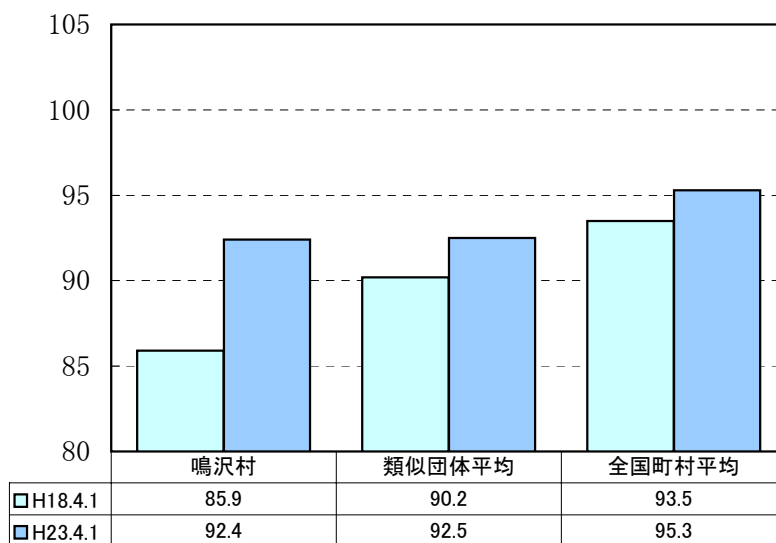
(2) 職員給与費の状況(普通会計予算)

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
23年度	人 46	千円 156,153	千円 25,013	千円 53,466	千円 234,632	千円 5,100

(注)1 職員手当には退職手当は含みません。
2 給与費は当初予算に計上された額です。

(3) 特記事項

(4) ラスパイレス指数の状況



(注)1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

(5) 給与改定の状況

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
	円	円	円 (%)	%	%	

(注)「民間給与」「公務員給与」は人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレース比較した平均給与月額です。

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
	円	円	円	%	%	

(注)「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、
「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数です。

※ 鳴沢村は人事委員会を設置していません。

2 一般行政職給料表の状況(23年4月1日現在)

(単位：円)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1号給の 給料月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600		
最高号給の 給料月額	243,700	308,100	355,000	388,600	401,000	423,000		

(注)給料月額は、給与抑制措置を行う前のものです。

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成23年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
鳴沢村	38.3 歳	277,645 円	322,579 円	298,495 円
山梨県	43.2 歳	335,675 円	415,536 円	373,791 円
国	42.3 歳	327,205 円	-	397,723 円
類似団体	42.8 歳	307,383 円	357,824 円	335,218 円

②技能労務職

区分	公務員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)
鳴沢村	53.0 歳	4 人	221,125 円	228,227 円	222,750 円
用務員	51.5 歳	2 人	235,500 円	249,705 円	238,750 円
技術員	55.0 歳	2 人	206,750 円	206,750 円	206,750 円
山梨県	49.3 歳	168 人	334,046 円	386,049 円	359,815 円
国	- 歳	- 人	- 円	-	- 円
類似団体	30.1 歳	4 人	268,426 円	295,543 円	283,987 円

- (注)1 「平均給料月額」とは、各職種ごとの職員の基本給の平均です。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
 また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組について

これまでの取り組みについて

- ・平成18年度より給与構造の見直しにより国と同様の引き下げを行った。
- ・平成19年度より配置換えや業務内容の見直しによる業務の効率化を行っている。
- ・施設管理人について、退職者を補充せず臨時職員に置き換えた。
- ・H21年1月から国行(一)相当の給料表を廃止。

今後の取り組み予定について

- ・平成21年度末に定員適正化計画が終了し、現在の職員数は計画の目標値である50名前後となっている。
 今後も、基本的に退職者と同数の採用を行い、多くの人員が退職する年度には事前に採用者を調整するなど、職員数が大きく増減することなく、また年齢層に偏りが生じないよう努める。

(2) 職員の初任給の状況(平成23年4月1日現在)

区分		鳴沢村	山梨県	国
一般行政職	大学卒	172,200 円	178,800 円	172,200 円
	高校卒	140,100 円	144,500 円	140,100 円
技能労務職	高校卒	137,200 円	146,700 円	-
	中学卒	129,200 円	129,200 円	-
看護保健職	大学卒	198,300 円	206,900 円	-
	短大3卒	188,900 円	198,300 円	-

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成23年4月1日現在)

区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年	経験年数25年
一般行政職	大学卒	254,140 円	318,067 円	337,550 円	374,700 円
	高校卒	- 円	261,050 円	- 円	- 円
技能労務職	高校卒	- 円	- 円	176,700 円	206,750 円
	中学卒	- 円	- 円	- 円	- 円

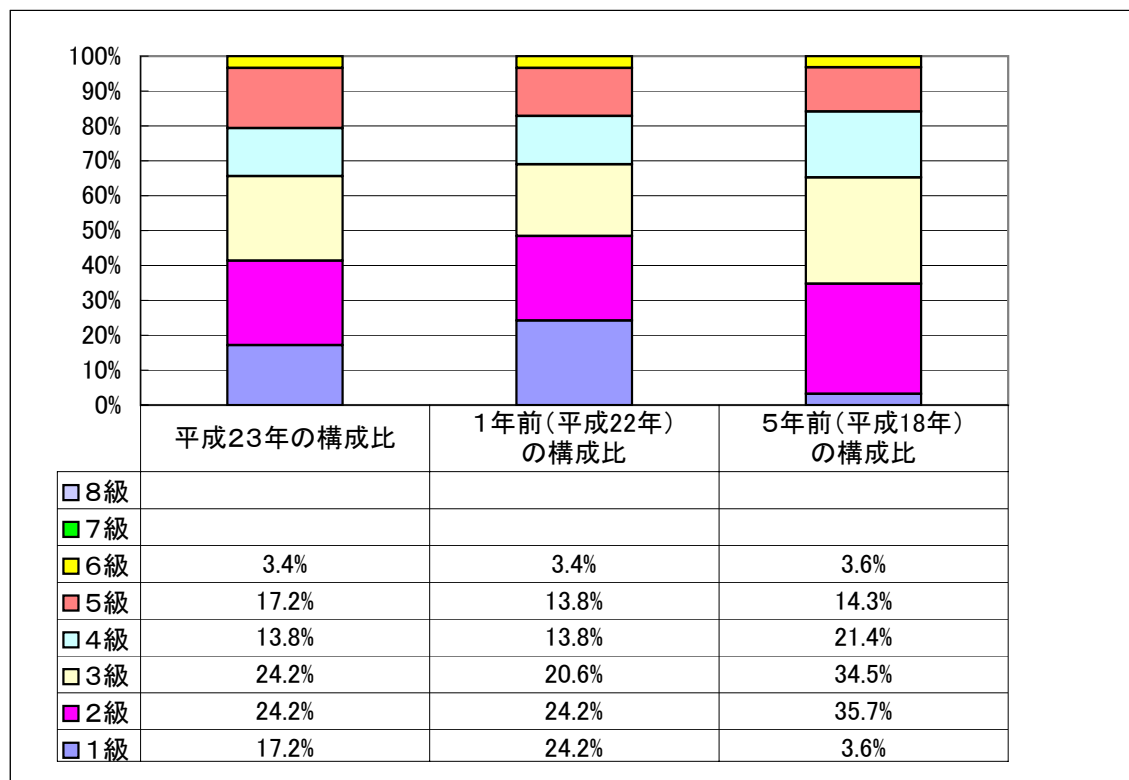
4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(平成23年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事	5 人	17.2 %
2 級	主任	7 人	24.2 %
3 級	主査	7 人	24.2 %
4 級	主幹	4 人	13.8 %
5 級	課長	5 人	17.2 %
6 級	総務課長	1 人	3.4 %

(注)1 鳴沢村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務をいいます。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

人事評価について試行段階にあり、今後仕組みが完成次第反映予定である。

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

鳴沢村	山梨県	国
1人当たり平均支給額(平成23年度) 1,154 千円	1人当たり平均支給額(平成23年度) 1,572 千円	1人当たり平均支給額(平成23年度) - 千円
(平成23年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (135) 月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分	(平成23年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (135) 月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分	(平成23年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (135) 月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 5～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

人事評価のもつ組織への影響力の大きさを考え、現状では全職員一律としている。
ただし、人事評価については試行を始めた段階にあり、今後慎重に検討し、仕組みを完成させる。

(2) 退職手当(平成23年4月1日現在)

鳴沢村			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	無し		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)	

(3) 地域手当(平成23年4月1日現在)

支給実績(17年度決算)		千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)		円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
	%	人	%

※ 鳴沢村は地域手当対象外のため、支給はありません。

(4) 特殊勤務手当(平成23年4月1日現在)

支給実績(17年度決算)		千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)		円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(17年度)		%	
手当の種類(手当数)			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価

※ 鳴沢村は、特殊勤務手当はありません。

(5) 時間外勤務手当

支給実績(23年度決算)	5,797 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)	161 千円
支給実績(22年度決算)	4,764 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)	125 千円

(6) その他の手当(平成23年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価		国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績	支給職員1人当たり平均支給年額	
扶養手当	扶養親族として認定された配偶者、22歳未満の子、60歳以上の父母・祖父母、重度心身障害者及び22歳未満の弟妹のある職員に対して支給する。		同じ		3,829 千円	225 千円	
	配偶者	13,000円					
	配偶者以外の扶養親族	6,500円 (ただし、配偶者がいない場合の1人目は11,000円)					
	特定期間にある	15歳到達後最初の4月1日から22歳到達後最初の3月31日までの間にある子がいる場合1人につき5,000円加算					
住居手当	借家、貸間等を借り、家賃を支払っている職員及び新築又は購入の日から5年を経過していない住宅を所有し、かつ居住している世帯主の職員に支給する。		異なる	持ち家に対し支給	1,203 千円	301 千円	
	支給要件						月額
	所有している住宅が新築、購入の日から5年を経過していないものに居住している職員で、世帯主である者						2,500円
	自ら居住するための住宅を借り受け、現に当該住宅に居住し、月額12,000円を超える家賃を支払っている職員	家賃23,000円以下					家賃 - 12,000円
家賃23,000円を超え55,000円未満		(家賃 - 23,000円) × 1/2 + 11,000円					
	家賃55,000円以上	27,000円					

通勤手当	通勤距離が2km以上の職員に対し、交通機関利用の場合運賃相当額を限度額内で支給。自動車等使用者には、通勤距離に応じて支給する。 ・自動車等使用者の月額 ～5km 2,000円 5km～10km 4,100円 10km～15km 6,500円 15km～20km 8,900円 20km～25km 11,300円 25km～30km 13,700円 30km～35km 16,100円 35km～40km 18,500円 40km～45km 20,900円 45km～50km 21,800円 50km～55km 22,700円 55km～60km 23,600円 60km以上 24,500円	同じ		539 千円	49 千円	
管理職手当	管理監督の地位にある課長及び議会事務局長に10%、課長補佐に5～7%、所長に5%の率を給料月額に乗じて支給する。	異なる	定額ではなく、率で支給	3,553 千円	444 千円	
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員に、1回につき4,200円を支給する。	同じ		2,045 千円	58 千円	
寒冷地手当	11月から翌年3月までの各月の初日に在勤する職員に対して、区分に応じて支給する。	同じ		2,652 千円	56 千円	
	区 分					支給月額
	世帯主である職員 扶養親族のある職員					17,800円
	扶養親族のない職員					10,200円
その他の職員	7,360円					

6 特別職の報酬等の状況(23年4月1日現在)

区 分		給 料		月 額		等
給料	市区町村長	576,000 (-)	円 (円)	(参考)類似団体における最高/最低額		
				840,000 円 / 325,000 円		
報酬	議長	180,000 (-)	円 (円)	円 /		円
	副議長	158,000 (-)	円 (円)	円 /		円
	議員	150,000 (-)	円 (円)	円 /		円
期末手当	市区町村長	(23年度支給割合) 3.1 月分				
	議長 副議長 議員	(23年度支給割合) 3.35 月分				
退職手当	市区町村長	(算定方式、1期の手当額)		(支給時期)		
	備考	給料×在職月数(48月)×0.42=11,612,160		任期毎		

(注)1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

7 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

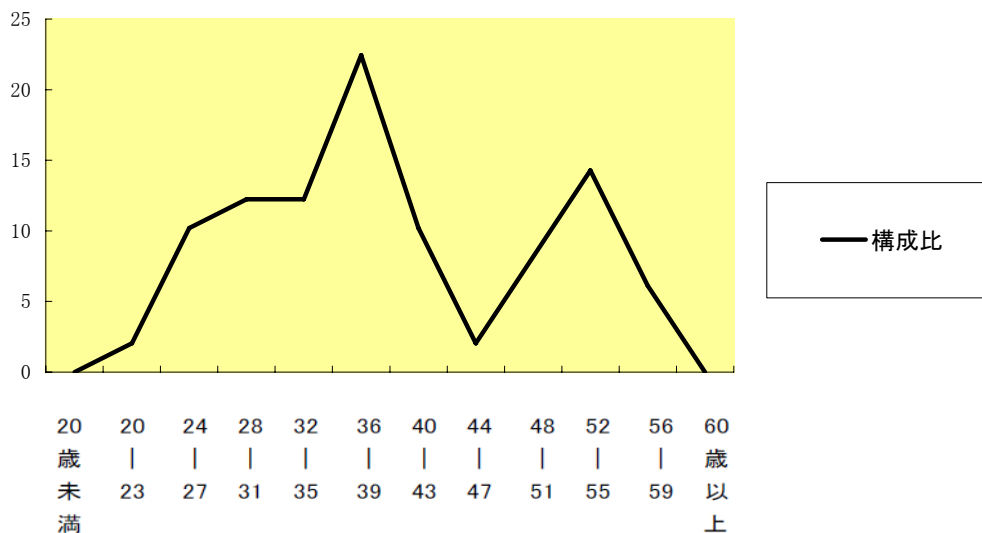
(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成22年	平成23年		
一 般 行 政 部 門	議会	1	1	0	人員配置の見直し
	総務企画	11	11	0	
	税務	5	5	0	
	民生	11	11	0	
	衛生	5	5	0	
	農林水産	3	2	▲ 1	
	土木	2	2	0	
小 計	38	37	▲ 1		
政 特 部 別 行 門	教育	7	8	1	人員配置の見直し
	小 計	7	8	1	
公 営 企 業 等 部 門	水道	1	1	0	
	その他	4	4	0	
	小 計	5	5	0	
合 計		50	50	0	(退職者1名、採用者1名)

(2) 年齢別職員構成の状況(23年4月1日現在)

区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
H23.4.1 職員数	0	1	5	6	6	11	5	1	4	7	3	0	49

構成比



(3) 職員数の推移

(単位:人)

年度		18年	19年	20年	21年	22年	23年	過去5年間の増減数・率
一般行政	職員数	38	39	39	39	38	37	▲ 1
	増減		1	0	0	▲ 1	▲ 1	97.37%
特別行政	職員数	9	9	8	8	7	8	▲ 1
	増減		0	▲ 1	0	▲ 1	1	88.89%
特別会計等	職員数	4	4	4	5	5	5	1
	増減		0	0	1	0	0	125.00%
計	職員数	51	52	51	52	50	50	▲ 1
	増減		1	▲ 1	1	▲ 2	0	98.04%

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

8 公営企業職員の状況

※鳴沢村では地方公営企業法を全部適用する公営企業に該当する事業はありませんので様式を省略します。